

教 生 学 第 1 6 0 号
令和 6 年（2024年） 5 月13日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

児童生徒等の宗教に関する相談における教育相談等の推進について（通知）

このことについては、令和 4 年（2022年）11月14日付け教生学第863号通知及び令和 5 年（2023 年）1 月17日付け教生学第1079号通知を踏まえ対応いただいているところですが、このたび、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から、別添写しのとおり連絡がありましたので通知します。

児童生徒等の宗教に関する相談への対応については、児童生徒からの相談内容が宗教（「旧統一教会」以外の宗教も含む。）に関係することのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見・早期支援・対応等に努めることや、事案があった際には、学校内の関係者がスクールカウンセラー（以下「SC」という。）・スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）とともに教育相談に取り組み、適切な対応を行うこと等をお願いしているところです。

つきましては、SC 又は SSW における相談過程で把握した場合は資料 1 の様式により、引き続き、教育局を通じて生徒指導・学校安全課に報告願います。

なお、市町村教育委員会におかれましては、所管する学校に周知願います。

生徒指導・学校安全課企画・調整係
担 当：渡辺、花田
T E L：011-231-4111（内線35-675）
F A X：011-272-1234
E-mail：seitosidou.anzen@pref.hokkaido.lg.jp

事 務 連 絡
令和6年5月8日

各都道府県教育委員会教育相談担当課
各指定都市教育委員会教育相談担当課 御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

児童生徒等の宗教に関する相談における教育相談等の推進について

児童生徒等の宗教に関する相談への対応については、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた児童生徒等の教育相談等の取組について（通知）」（令和4年11月10日4初児生第23号）及び「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」について（通知）」（令和4年12月28日4初児生第29号）において、児童生徒からの相談内容が宗教（「旧統一教会」以外の宗教も含む。）に関係することのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見・早期支援・対応等に努めることや、事案があった際には、学校内の関係者がスクールカウンセラー（以下「SC」という。）・スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）と共に教育相談に取り組み、適切な対応を行うこと等をお願いしているところです。

また、SC 又は SSW が児童生徒やその保護者、教職員への相談対応の過程で、宗教（「旧統一教会」以外の宗教も含む。）との関わりに起因する問題を背景とした相談対応を行った事例を把握した場合には、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた児童生徒等の教育相談等の取組について（通知）」（令和4年11月10日4初児生第23号）において報告することとしているところです。

については、SC 又は SSW における相談過程で把握した場合は資料1の様式により、また、「24時間子供 SOS ダイアル」における相談過程で把握した場合には資料2の様式により、引き続き、ご報告をお願いします。

更に、今年度はSC等を対象とした研修会を実施することとしており、その際に宗教との関わりに起因する問題を背景とした相談対応についても取り上げる予定であり、また、SC・SSW活用事業における実践活動事例集（令和6年度）の作成に当たっては、同旨の活用事例を含めて収集することを予定しておりますので、ご承知おきください。

- 資料1 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる宗教に起因する悩みに係る相談について（調査票）
- 資料2 24時間子供 SOS ダイアルにおける宗教に起因する悩みに係る相談について（調査票）
- 資料3 「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策（令和6年1月19日付「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議）

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導第二係

TEL 03-5253-4111 (内線3289)

FAX 03-6734-3735

**スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる
宗教に起因する悩みに係る相談について(調査票)**

自治体名:

調査票No. ←1件ごとに調査票を作成ください。

1【相談受付日】

□月 □日

2【相談者の属する学校種】

(回答欄)

- | | |
|--|--------------------------|
| | ① 小学校 |
| | ② 中学校 |
| | ③ 義務教育学校 |
| | ④ 高等学校 |
| | ⑤ 中等教育学校 |
| | ⑥ 特別支援学校 |
| | ⑦ 学校種の区別をしていないもの、また不明なもの |

3【相談内容の類型】（※複数回答可）

(回答欄)

- | | | |
|--|---|--------------|
| | ① | 不登校 |
| | ② | いじめ問題 |
| | ③ | 暴力行為 |
| | ④ | 児童虐待 |
| | ⑤ | 友人関係 |
| | ⑥ | 貧困の問題 |
| | ⑦ | ヤングケアラー |
| | ⑧ | 非行・不良行為 |
| | ⑨ | 家庭環境(④と⑥を除く) |
| | ⑩ | 教職員との関係 |
| | ⑪ | 心身の健康・保健 |
| | ⑫ | 学業・進路 |
| | ⑬ | 発達障害等 |
| | ⑭ | その他の内容 |

4【相談内容の概要及びSC・SSWによる対応】

--

※相談を受ける中で、「旧統一教会」に関連するものも含め宗教に起因する悩みに関する内容だと判断できたものを報告してください。

相談対応をするSC・SSWからあえて聞くようなことは避けてください。

※本資料については、自治体名等が特定されないように公表をすることがございますので、事例が特定されないよう留意してください。

(学年や兄弟姉妹、国籍等、必要のない情報は記載しなくて結構です。)

24時間子供SOSダイヤルにおける 宗教に起因する悩みに関連する相談について(調査票)

自治体名: _____

調査票No. ←1件ごとに調査票を作成ください。

1【相談受付日】（※9月5日以降の相談が対象）

月 日

2【相談者の属する学校種】

(回答欄)

	①	小学校
	②	中学校
	③	義務教育学校
	④	高等学校
	⑤	中等教育学校
	⑥	特別支援学校
	⑦	学校種の区別をしていないもの、また不明なもの

3【相談内容】（※複数回答可）

(回答欄)

	①	不登校
	②	いじめ問題
	③	暴力行為
	④	児童虐待
	⑤	友人関係
	⑥	貧困の問題
	⑦	ヤングケアラー
	⑧	非行・不良行為
	⑨	家庭環境(④と⑥を除く)
	⑩	教職員との関係
	⑪	心身の健康・保健
	⑫	学業・進路
	⑬	発達障害等
	⑭	その他の内容

4【相談内容の概要及び相談員による対応】

--

※相談を受ける中で、「旧統一教会」に関連するものも含め宗教に起因する悩みに関する内容だと判断できたものを報告してください。

相談受付者からあえて聞くようなことは避けてください。

「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策

令和6年1月19日 「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議

「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号）」が制定されたことを踏まえ、同法の対象宗教法人である「旧統一教会」に係る被害者等に寄り添った支援を一層充実・強化するため、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」（令和4年11月「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議取りまとめ）を着実に実行するとともに、以下の支援の充実・強化策を講じる。

1 元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化

○ 法テラスを中核としたワンストップ型相談対応の実施

- 法テラス（※）を中核としたワンストップ型相談体制において、被害者等からの相談を幅広く受け付けて適切な支援機関等を紹介し、ニーズに応じた相談対応を実施。

※ 「靈感商法等対応ダイヤル」

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

○ 元信者や宗教2世等の方々の経験・知識の活用

- 各相談窓口の相談対応者が被害者等の心情等の理解を深めるために元信者や宗教2世等の方々に研修講師になっていただくなど、元信者や宗教2世等の方々と連携。

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

○ 対応実績・知見の共有による相談体制の強化

- 相談者等のプライバシーに配慮しつつ、各相談機関や支援機関等での対応実績やこれに基づく知見を関係機関等で共有し、相談体制を強化。

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

2 スクールカウンセラー等の拡充等による宗教2世等のこども・若者向け相談・支援体制の強化

- 虐待等の被害を受けていることを認識しづらい、声を上げづらい宗教2世等のこども・若者が相談しやすい環境の整備

- 関係機関と連携した支援

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を拡充。【文部科学省】
- こども・若者が利用しやすいSNS等の各種媒体（※）を活用した相談体制を整備。
※ 「親子のための相談LINE」、GIGAスクール端末による人権相談、孤独・孤立対策ウェブサイトにおけるチャットボットなど
【内閣官房、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- 学校等を訪問して行う「人権教室」の実施先の拡大（小学校から中学・高校へ）、小中学校の生徒への「こどもの人権SOSミニレター」の配布。【法務省】
- 「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ & A」等に基づき、児童相談所等において、こどもの立場に立った支援等を実施。【こども家庭庁、文部科学省】
- 要保護児童対策地域協議会を中心とする地域ネットワークを活用した重層的支援を実施。
【警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

3 多様なニーズに的確に対応するための社会的・福祉的・精神的支援の充実・強化

- 住まいの確保等に対する支援

- 修学の悩みに対する支援

- 就労の悩みに対する支援

- 心の悩みに対する支援

- その他の支援

- 資産や収入が少なく住むところに困る宗教2世の方等に、生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業において、シェルターの提供や就労等による自立支援を実施。【厚生労働省】
- 修学に係る経済的な困難に対し、高校や大学等における修学支援を実施。その要件の判定の際には、個別具体の事案に即して被害者に寄り添った対応を行う。【文部科学省】
- ハローワーク等での就職相談、職歴等に応じたキャリアコンサルティング等の支援を実施。
【厚生労働省】
- 精神保健福祉センターにおいて、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等の専門資格を有する職員による継続的な相談対応や、適切な医療機関等につなぐ相談・助言を実施。【厚生労働省】
- 「よりそいホットライン」において、心の悩みや不安を始め生活上の様々な悩み相談に丁寧に対応。【厚生労働省】
- 虐待に苦しむこども・若者に対して、安全な居場所（こども若者シェルター）を提供し、修学・就労の相談に応じることや、生活援助物資の提供のため、民間支援団体等と連携して支援を強化。【こども家庭庁】